

平成25年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月12日（火）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 7 一般質問

◎出席議員（18名）

議長 18番	前田篤秀君	17番	浅水輝彦君
1番	石田通行君	2番	今村則康君
3番	清野嘉之君	4番	林照雄君
5番	黒坂貴行君	6番	松田良一君
7番	岩上孝義君	8番	山田和夫君
9番	岩澤武征君	10番	杉本信一君
11番	山谷敬二君	12番	高橋眞千子君
13番	荒井範明君	14番	阿部君枝君
15番	奥田稔君	16番	高橋義詔君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	富永史朗君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	高嶋朝雄君
経済部技監	松井雅弘君	民生部参与	石川弘美君
総務課長	寒河江陽一君	情報管財課長	岩山靖彦君

《平成25年3月12日》

企 画 課 長	加 藤 俊 之 君	財 政 課 長	太 田 守 君
保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君	住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君
会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君	生 田 原 総 合 支 所 長	岡 村 宏 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	工 藤 敏 広 君	白 滝 総 合 支 所 長	池 田 博 利 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君	社 会 教 育 課 参 事	大 貫 雅 英 君
総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君	監 査 委 員 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	伯 谷 正 明 君	庶 務・議 事 担 当 主 任	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君	庶 務・議 事 担 当 主 任	梶 田 淳 一 君

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は17人であります。
また、奥田議員よりおくれる旨の届け出があります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、林議員、山谷議員を指名いたします。
-

◎日程第27 一般質問

- 議長（前田篤秀君） 日程第27 一般質問を行います。
一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行いません。

通告の順により発言を許します。

通告1番、高橋眞千子議員。

- 12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

食物アレルギー児の対応についてでございます。

昨年12月に、乳製品にアレルギーのある小学生の女の子が、給食を食べた後に亡くなるという悲しい事故が起きてしまいました。学校も保護者も、注意していたのに防げなかったとのことです。

児童生徒100人に二、三人は食物アレルギーがあると言われております。給食にも、アレルギー反応を起こしやすい食材はたくさん入っております。学校生活で安全を守り、万一の場合に適切に対処するため、アレルギー児対応はどのようになっていますか。

学校でのアレルギーへの対応では、文部科学省が2008年に指針を示していますが、給食で事故をどう防ぐか等の具体的なノウハウは乏しく、実践は学校や市町村任せではないのかと言われております。対応に学校や地域で格差があってはならないのですが、実際は大きなばらつきがあるようです。遠軽町内で、給食でのアレルギー事故を起こさないための対応についてお伺いいたします。

- 議長（前田篤秀君） 河原教育長。

- 教育長（河原英男君） ー登壇ー

高橋議員の御質問であります、食物アレルギー児の対応についてにお答えいたします。

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化に伴い、アレルギー疾患の児童生徒の増加が指摘されているところであり、その疾患内容はさまざまであります。

遠軽町の学校給食における食物アレルギー児の対応であります。アレルギー疾患のある児童生徒を把握するため、食物アレルギー調査を実施し、児童生徒のアレルギーの有無についての把握に努め、アレルギー疾患がある場合には、保護者に詳細な聞き取り調査を行いながら個々の調書を作成して、その対応について学校と協議を行っているところであります。

あわせて、食物アレルギーについては、学校職員全員の共通理解が必要であることから、栄養教諭、養護教諭が職員に対して食物アレルギーについての理解を求め、事故防止に努めているところであります。

また、遠軽町の学校給食は、自校方式と共同調理場による方式がありますが、生田原及び丸瀬布の共同調理場では、代替食を提供することができない状況にあります。そのため、保護者と十分に協議を行い、代替食を持参してもらうなどの対応をしているところであります。

遠軽地域については、代替食で対応しているところでありますが、代替食を提供する場合は、医療機関の診断書に基づき提供しているところであり、今後も児童生徒一人一人の食物アレルギーに対して十分配慮し、事故が起こらないよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 食物アレルギー児の対応、遠軽町でもいろいろな方法でやっただけしているのだろうというのはわかっておりましたけれども、今遠軽町、小中学校合わせまして食物アレルギー児童生徒130名いると聞いております。いろいろなアレルギーがありますから、本当に重篤な部分になるかどうかは私もわかりませんが、130名いると聞いております。

また、代替食を提供しているのは、小中学校合わせて25人いると聞いております。想像していた以上にアレルギーの子供が多いな、そしてこの代替食を提供しなければならない、給食をつくられる方も大変なことであろうと私は思っております。

これは小中学校だけですから、多分保育所の部分は聞いておりませんが、保育所の子供、乳幼児入れると、もっともっと多くなるのかなと思いますが、保育所の部分の数字はちょっと私は聞いていませんでしたけれども、わかりますか。わからなければ、後で教えていただければと思うのですけれども。

こういった教育長、数字を見た段階で、遠軽だけが特に多いのではないと思うのですけれども、全国の町村を見ますと、小中学校に行くと大体二、三%かなというふうに報道されておりましたけれども、遠軽の部分でいくと、児童生徒1,681人中130名ですから、相当に多い食物アレルギーの部分で出ているのかなというふうに思うのですけれども、どういうふうに考えられますか。

○議長（前田篤秀君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ただいまお尋ねの件でありますけれども、児童生徒が食物アレルギーがあるという私どもの調査の数字が、他の市町村と比べて多いのか少ないのかということは、それほど重要な意味を持っているわけではないと、私はそのように受けとめています。

問題は、町内の小中学校に在籍する子供たちが、食物に関するアレルギーの食材及びその程度が問題なのでありまして、教育委員会といたしましては、子供たちの状況を保護者、あるいは必要によっては医療機関とも連携をとりながら把握をしてまいりたいと思っていますし、これからもそのような体制で臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 報道で受けている部分と、町内ので数が違うからどうのこうのではないですし、教育長が言われましたように、食材の問題でという部分もありました。

実は私の子供も、もう今は相当に大きいのですけれども、やはり卵と牛乳のアレルギーで、学校のほうにもそういったものを提出しておりました。もう何十年にもなりますけれども。その段階でも、余りにせずに私も対応してきたのですけれども、今回のように、やはり死亡事故が起きてしまうということは、学校に行っていて、給食を食べて死亡したとなるとき親としての気持ちは、もう到底、自分がその親になって置きかえたときも、何でというふうに思ってしまうこともありますよね。

それで調べてみましたら、多分北海道で、そばのアレルギーで1998年だったかに死亡事故が起きて以来、今回の子供のチーズを食べた部分で起きた死亡事故ということで聞いておりますが、やはり忘れたころに、そのそばのアレルギーで死亡事故は、しばらく給食でなかったなと思った後に、こうやってまた突然出てくるものですから、親の不安を、やはり給食を食べていて亡くなったなんていうことがないように、きちっとしていかなければならない体制をとらなければいけないのだらうと思います。

けさのニュースを見ていますと、この亡くなった東京の調布小学校でしたか、その部分は、やはり全体の情報共有が不十分だったというふうにニュースで流れておりました。ですから、今後はやはり栄養士、それから先生方、それから教育委員会、養護教諭の方が、もう一度きちんと話し合っやっていかなければならないという再確認がとられたようですけれども、遠軽もこういった大きな問題には今なっておりませんが、やはり先生方だけにいろいろなものを押しつけてしまうのも、これもまた大変ですし、授業以外に給食でもずっと気を遣わなければならないということも大変でしょうから、遠軽町として今後、先ほど栄養教諭、それから養護教諭と先生方ということがありましたけれども、やはり給食をつくって、今代替食の提供は25人いらっしゃるのですから、こういった部分で普通の給食と同じように配食されているのですか、それともこの子の部分というか、代替食を提供している子供には、別に手渡しをしておかわりをさせないとか、そういった

部分もされていますか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 今の質問にお答えします。

代替食につきましては、その子供の分だけ別に持っていくようにしております。それから、おかわりの部分については、危険ですので、できないような形になっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 代替食提供の子のは、子供の分は別に届けているということですので、その分は安心いたしました。

あと、給食をつくっている部分ですね。給食室での部分で、どういったように区分されて、その代替食をつくっている部分と普通の給食をつくる分ときちっと隔離されているとか、きちっとそういった部分が全部の学校ができていますのかどうかをお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 代替食を出しているのは、遠軽地域の小中学校になります。人数的に、それぞれの学校で少人数なものですから、別なコンロを使いながら、鍋とかを使いながらつくっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 最近のアレルギーの事故を見てもみると、やはり卵のアレルギー、ピーナツのアレルギー、チーズケーキを食べてなったとか、そうなったときにはやっぱり相当重くて、アナフィラキシーというショックを受けての、今回の子もそうなのですけれども、そういった子で亡くなったという部分もあるのですけれども、遠軽の小中学校的には、そういった部分までは全然考えてはおりませんか。こういうショックが起きたときの場合の対処はどうしようかとかという分までは、手はずは整っているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 藤本総務課参事。

○総務課参事（藤本陽一君） 学校での対応になろうかと思えますけれども、学校のほうではそれぞれ養護教諭を中心に応急手当をするとともに、それぞれ校長、教頭なりに連絡をして、教育委員会に連絡をもらう、それから救急車を要請して医療機関へ搬送するという形をとっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 私も、今回のこの事件以降いろいろ書物読んだりいろいろ調べてみたのですが、この今回の子はきちっとエピペンというのを持っていたけれども、ちゅうちょしておくれて死亡したと。このエピペンも、注射を打っても10分ぐらい

が勝負だというふうに出ておりました。そういった部分からいくと、やはり養護の先生がもしそこにいなかったら、走って歩いているうちに、もう5分、10分たってしまいます。そういった部分で言いますと、やはりもう全部の先生方と研修をしながらということで、また先生の負担がふえてしまうのかなと思いますけれども、最悪の部分というのは、やはり考えておかなければいけないのではないかと思いますので、そういった部分の今後の対応を深めていくという考えはございませんか。

○議長（前田篤秀君） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本健一君） 御質問の中にも、文科省の2008年の指針ということでお示しをいただいておりますけれども、正式には学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインというものでございまして、この中で学校給食における食物アレルギー対応を効果的に進めていくためには、まずは学校が食物アレルギーに対する認識を深め、保護者、主治医とともに正しい診断に基づく適切な対応を探っていく姿勢が求められているところでございます。その上で発症を予防し、重症化を防ぐためには、教育委員会のリーダーシップのもとに、各学校で徹底する事項として五つ示されておりますけれども、1点目は、児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握、2点目が教職員全員の食物アレルギーに関する基礎知識の充実、3点目には食物アレルギーに関する発症時にとる対応の事前確認、4点目には学校給食の提供環境の整備、これは人員だとか施設の整備になると思います。あと5点目には、新規発症の原因となりやすいピーナツなどの食物を給食で提供する際の危機意識の共有及び発症に備えた十分な体制整備という、以上5点示されておりますけれども、議員御指摘の部分は、この中にはすべて網羅されているのではないかとこのように考えております。

現在においても、給食センター及び栄養教諭を中心に十分学校、保護者とも連携をしながら事故防止に努めているところでございますけれども、このガイドラインに示された事項も今後十分踏まえて、事故がないように万全を期していきたいと考えておりますので、御理解賜るようお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 以上で、高橋眞千子議員の質問を終わります。

通告2番、山谷議員。

○11番（山谷敬二君） ー登壇ー

私は、2点についてお伺いしたいなというふうに思っております。

遠軽町の合併の検証についてを最初にさせていただきます。

遠軽町は平成17年10月に合併し、7年数カ月が経過しようとしています。間もなく合併による優遇措置、普通交付税の特例が切れる、合併算定がえが切れる時期に来ています。社会情勢の変化や地方を取り巻く財政の厳しさなどにより、一層の効率的な行財政運営が求められている昨今ですが、今後どのような行財政運営、住民サービスをしていくのか、財政支出の削減は住民サービスの低下と周辺部の衰退を伴うものですが、大きくなっ

た行政エリアで住民サービスをどのように行い、広く住民の声を聞き、きめ細やかなサービスを今後どのように提供していくおつもりですか。

合併の効果や合併後の課題・懸案事項について調査を行い、今後に生かす必要があると思いますが、町長の考えをお伺いします。

2点目の後発医薬品の使用促進についてであります。

ジェネリック医薬品と言ったほうが耳なじみのある言葉ですが、これまで使われてきた薬の特許が切れた後に、同質の品質で製造販売される低価格の薬のことで、国は医療技術の進歩、高齢化などにより、今後も医療費の上昇が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくために、もちろん必要な医療を確保した上で、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であるとして、後発医薬品の使用促進に向けて取り組みを進めているところで、

今、先ほど触れましたけれども、後発医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるものとして、製造販売が承認された医薬品であります。先発医薬品に比べて薬価が安いにもかかわらず、品質、安全性、有効性は先発医薬品と変わらないことから、患者さんの薬剤費の自己負担の軽減にも資することとなります。

厚生労働省は、国民健康保険を初めとする各医療保険の保険者に対しても、その使用促進に向けて取り組みを求めています。遠軽町では、この後発医薬品の使用促進に向けて、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

山谷議員の御質問にお答えいたします。

平成17年の新遠軽町誕生から、はや7年が経過し、この間、合併直後の厳しい財政状況を乗り越えるため、合併支援制度の活用や行政改革に取り組み、行政経費の縮減や収入の確保など、財政基盤の構築を図ってきたところであります。その結果、合併による人件費の削減や地方交付税の増額、累次にわたる国の経済対策の効果が重なり、現在の財政関連指数は穏やかに改善してきており、合併により、一定の効果があつたと考えているところであります。行財政運営、住民サービスを維持していくためには、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立に向けた財政基盤の堅持をしなければなりません。

議員のおっしゃるとおり、合併の優遇措置である普通交付税の算定特例は、平成28年度から段階的に縮減され、平成33年度からは一本算定となり、将来に向け財政基盤の確立が必要となります。そのため、私が中心となり延長を要望した合併特例債の発行期限は5年間延長され、さらに北海道合併市町連携会議において、国に対し合併算定がえの期間延長とともに、合併市町村の実情に即した新たな地方交付税制度の改正を求めてきたところであり、引き続き要請活動を行ってまいります。

職員一人一人が厳しい財政状況を十分認識した上で、無駄を省き、コストを削減し、限りある財源を効果的かつ効率的に活用することにより、住民の期待に応えられるよう頑

張ってきましたし、地域審議会、地域懇談会、移動町長室など、あらゆる場面において地域の声を聞き、地域の実情を踏まえた施策を行ってきましたが、引き続き住民が安心して暮らし、将来に希望が持てるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

私たちは、合併という選択の上に現在があるわけですが、自立という選択肢を選んだ場合、赤字団体回避のため、人件費の削減を初めとして公共サービスの停止、公共事業の圧縮、各種町民負担の増など、町民の皆様には相当の負担をお願いせざるを得なかった状況にあったと考えられます。

自立と合併の比較は、一概に述べることは困難ですが、町民サービスの低下、公共事業の延伸、圧縮などについては、合併により回避できていることから、引き続き町民の皆様から広く御意見を伺いながら住みよいまちづくりに向かってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2番目の御質問の後発医薬品の使用促進について、遠軽町での取り組み状況についてお答えいたします。

議員の御質問の中にもあるとおり、厚生労働省や北海道も後発医薬品の使用促進に関する取り組みを推進しているところであります。

本町におきましても、国民健康保険の保険者という立場から、毎年国民健康保険の加入世帯全戸に対しまして後発医薬品、ジェネリック医薬品についての説明書類やジェネリック医薬品希望カードの配付を実施し、その使用促進をお願いしているところであります。

平成24年度では、遠軽町広報紙7月号に、ジェネリック医薬品の使用促進に関する記事を掲載し、再度ジェネリック医薬品希望カードの希望者への配付を周知してきたところであります。

このような取り組みを継続することにより、総医療費を少しでも減少させることができれば、遠軽町全体の財政にも少なからず影響があるものと考えているところでありますので、遠軽町における後発医薬品の使用促進に関する取り組みに対しましては、今後も引き続き御理解をいただきたいと思っております。

なお、ジェネリック医薬品の使用促進に関しましては、あくまでも医者と患者の治療をめぐる問題という面が大きく、行政が立ち入れない領域の問題でもあるということにつきましても、あわせて御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 私も、久しぶりで町長と質疑できるのを喜びとしているところですが、最初の合併の検証についてですが、最後の部分で、検証していただけるかどうかの部分までは、明確にお答えいただけなかったものですから、前に進んでいる気持ちはわかります。そのようにやっていかなければいけないというふうに思っているところはわかりますが、その最後の部分がちょっと気になったものですから、何点か気にしている部分をお尋ねしていきたいなというふうに思います。

《平成25年3月12日》

本当に前の政権ではなくて、前の町長から地域の一体感の醸成ということが言われて、いろいろなことをやってきました。そろそろ私は、今度10年たてば遠軽町4地域は、言葉ちょっと的確ではないですが、がらがらぼんにして、本当にやっていかなければいけないのでないかというふうに思っているところなのですが、この正月過ぎだったと思いますが、白滝の町政懇談会というところに、議員数名でちょっとお伺いをしてきました。町長を初め、皆さん行政の方々、支所の方々集まった中で、白滝の住民の方、本当に人数多く関心を持って、その場でいろいろな質疑、応答がなされました。熱心だなというふうに感じた一方、物すごい要請事項が多かったのですが、ちょっと役場というか、町の行っていることと地域住民との何か隔たりを感じ、私個人の考えですが、感じたところなのですね。

その中の一つを挙げると、タクシーチケット、これは遠軽では乗れないのか。皆さん、白滝も遠軽なのですよ。その券は白滝しか乗れないのか、遠軽では乗れないのかとか、こういう部分は、旧の白滝村であった場合は、豊富なあれから、行革で人数も減らしました。職員の削減とかいろいろな効果的なことをやってきたのですが、その反面、村民というのですかね、住民とのかかわりが薄くなったのは確かでないかというような気がするのです。このことに関して、町長はどう感じておりましたか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） タクシーチケットの件については、ちょっと私は伺っておりませんので、今初めて伺いました。こういった個々の合併前の自治体がやっていたことと、合併後にやっていたこと、これはもうタクシーチケット以外にも、議員御承知のようにさまざまあると思います。しかし我々はやっぱり合併したわけですから、そこを乗り越えて、やはり一つのもので行くところは行かなければいけない。とはいえ、やはりその地域性もありますからね、ここはやっぱりしっかり地域の実情も鑑みながら、やはり町をつくっていかなければいけないというふうに思っております。

もう1点、役場とおっしゃいましたけれども、役場と住民の開きということにつきましても、それは合併したからこうだと、合併しなかったほうがよかったねということの意味なのかちょっとわかりませんが、もし合併しなかったほうがよかったねというような意味でおっしゃっているのであれば、私はそれはちょっと違うのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 後段のほうですから、今さら合併するしないの話をほじくり出すわけではありませぬので、そこら辺は御理解いただきたいなというふうに思います。

タクシーチケットの話、一例で出したのですが、その部分で、住民がまだそういう気持ちどこかあったのかなというふうに感じた。つまり、これが合併の一つのしたあらわれかなというふうに感じていたところなのです。それで、そう思うと、支所ですが、人数

が減って行政の効率化、半分なのだから電気も半分消せよ、使わないところはあれすれよ、いろいろなことをやってきましたが、一つちょっと疑問なのですが、今は総合はとれて支所なのですか、ちょっとそこだけ。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） まだ総合は残っております。総合支所でございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） そうすると、総合支所と支所の違いは何ですか、どう理解しているのですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 総合支所にありますと、基本的には支所完結型といいますか、基本的に一つの物事に対しても支所で一応完結できるというふうなところと、支所であれば、それが本庁のほうまで来るといふ、案件によりましていろいろとありますけれども、基本的な考え方としては、総合支所については、そこで完結していただくと、そういうことでございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） そうなのですよ。ここがちょっといろいろ検証していかなければいけない部分も重ね合わせているのでないかな。今、前までは自分も各支所に行ったら総合支所長という言葉でお話ししていたのですよ。このごろ行ったら支所長というふうに、それぐらいこぢんまりとしているのですね。それを鑑みると、支所、この部分は、済みません、言葉ちよつとうまくできないのですが、条例も変えなければいけないのかどうか、そこら辺は追及するつもりは今ありませんので、今現在総合支所の支所長は課長になっております。違うのですか、（「違う」、「部長」との声あり）部長ですか。ああそうですか、済みません、勘違いしてました。

その部分で、実際には人数減らしてきた。住民とのつながりが、やっぱり人数少ないですから、少なくなると、それだけいろいろなことをやらなければいけない部分で、住民との接触が少なくなるのは見えてくるだろうなというふうに思っているのですが、そこら辺は、合併して効率化を図らなければいけないというふうに十分わかっているのですが、そのところはどんなふうに考えていたのかなというのもちよつと1点教えてください。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、山谷議員の御指摘の部分、当然合併して究極の選択をした中で、やはり一つは一番効果があるというのは、人件費の削減という部分で、合併の中では、退職者の2割補充ということで決めておりましたけれども、行政機能を進めていく中では、やはり2割補充では保っていけないという部分で、若干ふやした中で採用もしておりますし、当面諸機能も維持した形の中でやっていかなければならないわけですが、現実的に人数も減っているということで、御指摘の部分ありますけれども、その辺は本所も支所も同じですけれども、残った職員の中でスキルアップをするなり、意識改革を

した中で、地域住民との接触を持ちながら、合併して悪くならなかったような形の中で、住民の方に思っただけのように、町としてもそういうふうに取り組んできたということ御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） もう努力したのは大いに認めているところです。認めている上で、さらにのことを、やはり行政は生き物ですから、いい方向に向かっていかなければいけないというふうに思っているところです。

合併しながら、ここはちょっと財政課長に聞きます。今基金あるやつ、今の現状のままの行政サービスで安心してられますか。

○議長（前田篤秀君） 太田財政課長。

○財政課長（太田 守君） お答えをいたします。

基金につきましては、合併当時から今日まで、その年々の必要なものをやりながらこつこつこつためてきて、御承知のとおり何とかふえてきておりますけれども、予期せぬ災害等々もございますので、決してたまっているとはいえ、まだまだ安心できるような状況にもございませんし、今後のことをやっぱり考えれば、まだまだというところかなと考えております。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） そうなのですね。この上にあぐらをかいて、今と同じ行政運営は、将来に向かっては厳しい面があるのではないかな。そこら辺は、前に町長も携わっていて十分知っている方ですから、わかってらっしゃるというふうに自分も思います。偶然前の現町長がつくった、合併した場合のシミュレーションを見たら、そうだなというふうに見直していたところですが、さらなるやっぱり行革というのが今後必要になってくるのではないかなというふうに思っています。そんなところで、その合併の検証というのは、やっぱりしていかなければいけないのではないかなと。大いにやってきたところが、行政としてできる部分では、行革の部分でいろいろやってきたのだろうと思います。歳出削減、歳入の増加をどうやって図ろうかということとか事務の効率化、それから事務事業の見直し、人材の育成、定数管理、施設の見直し、住民サービスの見直し等々、合併をしたときから、今言ったのは上位に当たるような部分だろうと思うのですが、そのほかいろいろなことをやってきたと思います。

行革、これからも大切なところで、もう1点、ちょっとずれますが、提案型になるのですが、先ほど人員の支所の話を出しましたが、当初のころは結構、今もそうかもしれないのですが、間違ったら言うてくださればいいのですが、支所から本所に来たり、本所から支所に行ったりというのが結構あったように感じるのですが、このごろそんなに異動が少ないような、以前に増して少ないような気がして仕方ないです。

私も支所に行ったら、本所にいた人がいると話しやすいですね。全然知らない人のところに、これ私の場合ですが、職員の場合は、例えば支所から本所に、合併のあれでやっ

てますので、ちょっと議長に申し上げます。ここら辺は通告外になるかどうか、際どいところなので、私は合併の効果ということ等で今やっているの、だめだったら指摘してください。

人員の交流、人事のことですからなんですが、支所から本所に来て支所に戻ると、我々も知っているからいろいろなつながりでいろいろお話しできるのだけれども、逆に職員の立場から言うと、お伺いというような本所に用事があって来た場合、異動してない人というのは、何かよその町のあれ行ったみたいな感覚、これ私の感覚ですからね、でも1回遠軽で仕事をしていた人は仲間がたくさんいるわけですよ。それでいろいろな情報もいただけるし、仕事もしやすいというような部分はあるのでないかなと。

それから、遠軽から今度支所に仕事がえになった場合、逆に支所から遠軽に来ていて戻った場合、御免なさい、ここは表現悪いのですが、ちょっと使いものにならなかったから戻されたのかなとか、行かされたのかなという感覚を感じるのは、私ばかりだろうかという気がして仕方がないのです。

そういうところで、例えば一定期間、1年なり2年、常にさせてあげるというのも、これは行政の中での一体感も、さらに深まるのでないかというふうに思ったりするのですよ。そこら辺はいかがでしょう。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員に申し上げます。質問の要旨を整理し、簡潔に質問してください。

○11番（山谷敬二君） 人事、今の言った交流的なことには、一体感の醸成でどう思われますか。

あくまでも参考でいいです。ちょっと飛び抜けた話ですから。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今の山谷議員の人事に関する事で、一体感の醸成を図る中で支所と本所の交流という部分で、いろいろと今お話をいただきました。基本的には、人事については、やはり適材適所と、また地域の特性と、やはり地域も知っておいていただきたい部分もありますし、地域の住民の方のかかわりもございます。当然支所において、本所に来たことがないから全然交流がないとか、そういうことではございませぬ。事業を進める中で、担当のセクションの中でいろいろと課題等があれば本所、それは各部だけではなくて、全体の中で協議している部分もございますし、その辺は適材適所という部分と、今言われた部分を含めて人事のほうで回していくと、そういうふうに今やっておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） ちょっと突っ込んだ質問で失礼いたしました。

行政改革の部分で、町長の施政執行方針の中で、六つ目の総合計画の中で上げられている部分、行政改革の1次が17年から21年までですか、2次が1年明けて23年から27年という中で推進してまゐります。あとことし25年ですから、あと2年なのですが、合併の

総括と次期目標を設定する時期、タイミングが意外と合っているのではないかとということで、もう一度いろいろなこと常々やっぺらっしやるだろうと思うのですが、ちょっと検証して、今後のまちづくりに生かすことになろうと思うのですが、最後に町長にお伺いして、次に入りたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 合併した後も、今行革もやっているわけでございます。それが27になります。行革という観点から申しますと、私はやっぱり市町村合併というのは、最大の行革だというふうに思っております。ですから、先ほど1回目の御答弁で申し上げました。国にいろいろな、私が会長となって要望を上げているわけです。そこでもやっぱり一番のキーワードは、町村合併は最大の行革なのだと、そういったところをしているわけですよ、我々は。だからそれは国にとっても、今後やはり交付税の縮減にもつながっていくというような、こういう組み立てで国に対しても物を申しているわけです。そういった意味で、私たちは最大の行革を今なし遂げているということ、まず一つ頭に入れていただきたいということがあります。

それと実際の今進んでいる行革ですけれども、これについては期限を区切ってやっておりますけれども、現実には、これは行革というのは、別にそういうものがなくても、これは常々やらなければいけないわけです。これをたまたまそういう集中的にやろうということですが、正直次回これからどうやっていくのか、集中的にやっていくものを毎回ずっと恒常的にやっていくということは、これは果たしてインパクトがあってやれることなのかどうかというようなことも含めて、こういったこともまさしく、これから議員の皆様方とも協議しながら進めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、行革というものがあろうがなかろうが、常に住民に少ないコストでサービスを続けていくというような姿勢でまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 2点目のジェネリック医薬品に移ります。

ジェネリック医薬品、よくテレビで俳優があれして、ああ自分もちよつと病院に行ったらやってみようかなという気持ちだけで、なかなか先生にジェネリック医薬品にかえてくださいと言うのは勇気の要るもので、というところがあるのは承知で、この部分を捉えていたのですが、ちよつと前の報道で、これ確認は自分してないので、ただテレビで

生活保護の方はジェネリック医薬品を使用するよという、NHKのニュースだったかな、流れたのです。それで興味を持って調べたところ、国で随分後押ししているのですね。欧米では、50%近い形で使っている。日本では、前までは十何%、今では去年あたりですか、一昨年あたりでは22.8%高ということで、30%を目指して使用促進に努めているということなのですが、町長先ほどお答えした中で、明細書と言ったらおかしいけれども、明細書を全戸に対して配付している中でお願いしているというふうなことでおっしゃってましたが、国の通達で、これは住民課ですか、民生部長でいいのですが、内容はどのようになっていますか。

○議長（前田篤秀君） 村本民生部長。

○民生部長（村本秀敏君） 国からの通達についての御質問でございますけれども、ジェネリック医薬品の使用促進についてということで、厚生労働省から出てございます。今、議員おっしゃったように、ジェネリックが欧米では一般的だということを言われましたけれども、これによりますと、欧米では医師が薬を処方する際には銘柄名を記載するのではなく、ジェネリックネームということで書いてあるそうです。ですから一般名と成分名、つまり薬の特定な固有名詞を指していないということから、これが一般的で、先ほどおっしゃったような50%以上をとということになってございます。

厚生労働省のこの促進につきましては、まさしく今議員おっしゃったことでありますけれども、この中で注目すべき点は、全部ここで厚労省の中身を申し上げるわけにはいきませんが、実はこのジェネリックというものにつきましては、最初できたときには、日本でできたときには、物質本体は同じなのですけれども、いわゆる添加物と剤形というものが違っていたと。いわゆる先発薬品について、開発した薬局メーカーの秘密の部分であったわけでございます。このことが医療機関等におきまして、後発の使用が進まなかったという理由になっているということが書かれてございます。

そのために国は何をしたかといいますと、平成10年に、実はこの医薬品の品質に関する信頼性を高めるために、後発、先発を問わず、この溶質試験を義務づけたということでございます。このために先発に近い、いわゆる溶剤、いわゆる溶け方、効き方、それとか形やなんかも含めまして、効能等を義務づけて調査をするようになったと。それ以来、ジェネリックは当然安いわけでございますから使われるようになったし、国も進めていきたいということが中身的には書いてあるものでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 中身の、医薬品の効能的なことは今わかりましたし、その後続けて厚労省ではいろいろな検査をしているわけですが、そのほかに通達文はなかったのですか、都道府県に関してですが。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えします。

厚生労働省のほうからは、先ほど町長のほうからも答弁をさせていただきましたが、ジェネリックの医薬品の希望カード、こういったものを全戸に配付するようにと。キーホルダーとかそういったものに添付をして、いつでも本人の意思を表示できるような、そういう方法を普及するようというふうな、そういう中身の通達が来ております。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） そうですね。そうやって都道府県には通達しているのですが、都道府県、それから私どもも、もう一つは広域連合の国保連合会、そちらの取り組みはどうなっていますか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えします。

道におきましても、今申し上げたことをさらに促進するようというふうな、ほぼ同じような内容のものが来ております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） もうちょっと中身詳しくわかりません。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えしますけれども、オホーツクの振興局のほうから来ている中身でございますけれども、それには厚生労働省からの、先ほど言いました指導啓発に関する通知文の写しがついておりまして、それを促進するようというふうなそういう中身になっておりますので、先ほど御説明した中身と大きく変わるものは、特にはございません。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 抜けている部分を補足させていただければ、国にしては都道府県に対して支援するよう、つまり調整交付金などを交付するようというのを都道府県には通達をしています。これ厚労省のホームページ開けば、そのようになっています。あわせて、道の保健福祉部のホームページでも開いて見てください。このようになっています。使用促進に関する事業、市町村が実施する使用促進にかかわる事業費用を交付対象とする。ポスター、公告による広報にかかわる費用、それから差額通知対象者など、そういうところプラス自己負担額の軽減額の算定に使われるようだと助成しますよと。個別通知に同封するに当たり、郵送費用の増額分は補助しますよというふうなことを載っているのですが、それは御存じですか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変申しわけありません。勉強不足でありまして、ちょっとその件に関しては、私は存じておりません。

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

《平成25年3月12日》

○11番（山谷敬二君） 余り追及するつもりはないのですが、私も知らなかったのですが、去年から全戸に対して配付の中に、ジェネリック促進の意味合いを込めた先ほど答弁があったのですから、そうしたらこれに入れているのだったら、補助対象になるのではないか。もちろん入れてやってふえた部分ですが、そういうような部分で、もちろんこれは本人が、私は高い薬でなければ嫌だという場合もあるし、薬屋さんがそれを在庫を持たなければいけないという大変なこともあるわけですよ。ですから医師会、歯科医師会、薬剤会やなんかと当然協議、折衝していかなければいけない難しい問題はあるのですが、健康保険財政の部分、一つ目で上げました合併の検証の部分ではありませんが、経費を削減するいろいろな部分で国保財政、ほかの本州ですが、結構な金額の経費の削減になっているという例もあります。あわせて、先ほど道の話をしました、国保連合会のほうでは保険者の委託を受けた場合、システムを活用して使用促進を支援するという部分もあります。増大する医療費の軽減の削減にもなると思うので、やってみる価値はあると思うのですが、今検討する価値、先ほど行政は入れないと明言されましたので、この部分を考えて再度答弁をいただいて終わりにします。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 大変申しわけありません。再度この点に関しましては、詳細を勉強し直しまして、私どもで対応できるものについては、きちんと対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私、先ほど医者と患者の治療をめぐる問題ということが大きくて、行政が入れないということで申し上げましたので、これは患者さまがいかにかジェネリックのそういう知識を持っていても、私には、ジェネリックと言っても全く同じではありませんからね、まれにはやっぱり合わない人いるわけです。そういった意味で、私たちはそこに入れませんよという意味でございます。

それから、いろいろな制度はありますね。そういういろいろな補助制度はあります。今回、私どもがそういったことを知らなかったのは本当に勉強不足で、お詫びを申し上げます。しかし、一つ申し上げておきたいのは、補助制度いっぱいありまして、100%補助ならぜひ私たちもやりたいですが、すべてのものを全部やるとなれば、これ必ず一般財源ついてきますので、制度があるからといって、すべてやるということではないということも御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で山谷議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、今村議員。

○2番（今村則康君） ー登壇ー

通告の順に従いまして、2点質問します。

1点目、防災・危機管理体制の強化について。

阪神・淡路大震災から、はや18年目を迎え、教訓が風化しつつあるとの指摘がされる中、東日本大震災の発生から2年が経過しました。

国による東海地震、南海・東南海地震の切迫性の指摘や日本各地の活断層についての地震発生の確率などに加え、ちまたでは危機管理や防災対策に関する各種の書籍が店頭を飾り、国民に警鐘を鳴らし続けています。

災害の少ない地域ではありますが、いつ何が起きてもおかしくありません。近隣町でも佐呂間町の竜巻災害、今月初旬の湧別町での暴風雪災害と教訓を得たことが現状であります。自然災害以外にも、安全な暮らしを脅かす事件や事象などが発生した際の危機管理のあり方が問われています。さまざまな場合を想定して迅速な対処ができるよう組織の整備、避難、救護処置、情報伝達、関係機関との連携体制など、防災・危機管理体制を強化して構築することが重要であります。

行政評価の公表についても、改善の方向性は拡充と示されておりますが、どう備えるかが壁であり、今後どのように防災対策事業（防災・危機管理体制の強化）を推進していくのか伺います。

2点目、孤立死防止策について。

高齢化や核家族の進行により、高齢者の単身世帯、夫婦のみの世帯が増加しており、孤立や孤立死、事件や事故の被害に遭うなどのさまざまな問題が発生しております。近隣関係や地域のつながりの希薄化、思いやりの欠如などという問題が背後にあるとも言われています。

このような悲惨な孤立死を防ぐためには、低下している地域のコミュニティー意識を掘り起こし、活性化することが重要であると認識しております。

町として、どのような対策を考えているのか伺います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

議員御質問の防災・危機管理体制の強化についてお答えをいたします。

幸い遠軽町は災害の少ない地域ではありますが、いつどのような災害に遭遇するかは誰にも想定できないことであり、そのための体制づくりが必要であることは十分に認識をしております。

平成23年度には、遠軽町初の総合防災訓練を町民の皆さん、各関係機関の皆さんの御協力のもと、実施をいたしました。また、平成24年度は、9月に丸瀬布地域におい

《平成25年3月12日》

て町と消防署、消防団による大雨による河川氾濫、土砂災害を想定した防災訓練を実施し、関係機関の情報伝達、土のう積み訓練などを実施してきました。

遠軽地域におきましては、10月、遠軽地区自治会連合会による避難訓練が実施され、町や関係機関も連携しながら遠軽地域の25自治会から約1,000人が参加され、実際に避難所への避難を行うなど、意義ある訓練になったものと考えております。

また、平成24年3月には、東日本大震災のような大規模な災害時には避難生活が長期化し、高齢者や障害者などの方々に配慮が必要なことから、福祉避難所を各地域1カ所、計4カ所を指定したところであります。

ハード的には災害対策用ポンプ車、発電機の購入、また、氾濫の防止のための排水の整備、また、備蓄品など、少しずつではありますが、防災対策を進めてきているところであります。

今後の防災対策事業の推進についてであります。平成25年度予定の総合防災訓練などの継続的な実施により不十分さを明らかにし、より実践的な防災・危機管理体制の構築を目指していくことが重要であります。

さらに、地域住民の皆さんが防災に関する知識を身につけ、互いに協力して防災活動に取り組んでいただくことが、災害時における被災の最小化が図られることのPR活動につきましても、大変重要と考えているところであります。

また、災害時における役場各課の任務、職員配置の明確化、日ごろからの関係機関との連携や災害用備品の充実などにより、さらなる防災対策事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、二つ目の御質問であります。孤立死防止策についてお答えいたします。

2点目の孤立死防止策について、町としてどのような対策を考えているのかとの御質問であります。最近の道内で発生した孤立死は大変痛ましい事案であり、本町といたしましても、その防止は重要な課題であると認識しているところであります。

本町といたしましては、保健師の訪問活動や緊急通報システム事業、配食サービス事業等を実施するとともに、日ごろから関係部署とも連携を図りながら取り組んでいるところであります。

また、日ごろの見守りは、地域の方々の御協力も重要でありますことから、民生委員、介護保険事業者等と連携を図るとともに、自治会にも御協力をお願いしているところであります。最近では、自治会と民生委員との連携が図られるなど、見守り意識の向上が図られ、独自に創意工夫を凝らした活動が行われております。

孤立死を防ぐには、行政はもとより、関係機関、団体などが連携して社会全体で支援を必要とする方々を見守る体制づくりや、地域での見守り意識の醸成を図ることが重要であると考えておりますことから、町といたしましても、これら団体の研修会等に参加させていただきながら、町内の状況等を御説明させていただくとともに、さらなる御協力をお願いしてまいりたいと考えているところであります。

《平成25年3月12日》

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 今村議員。

○2番（今村則康君） まず、東日本の震災から2年経過したのですけれども、町長も被災地の一部を実際に視察されておりまして、その生々しい現場の悲惨な状況は確認されていることと思います。

震災被害状況は、御承知でしょうけれども、死者が1万5,882人、行方不明2,668人、避難者31万5,196人。瓦れきにつきましては、3県で1,628万トン。現在の処理量につきましては、46%の754万トンぐらいしか進んでいないのが現状であります。原発は別に置かましても、これが大なり小なり災害列島の現状でございます。

また、身近なところで、佐呂間の竜巻災害では9人死亡しております。湧別町の暴風雪災害につきましては1名死亡と、痛ましいことが起きております。

確かに、我が町遠軽は、今まで災害が少ない地域ではあります。基本的には風水害、雪害の一部と、まだまだ大きいところは起こっておりませんが、これ身近なところで起きている限り、人ごとでなく、我が町の地域に置きかえることが必要な時期ではないでしょうか。

そこで総合計画、現状と課題の中、組織の整備について改善する必要があると思います。職員の方が年々減少する中、厳しいところはありますが、行政と専門スタッフによる防災・危機管理担当部署を設置して、さらに防災・危機管理を減災すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今の御質問でございます。当然防災に対する認識については、今村議員と同じであります。ただ、現状の中で、今言われました部分について、専門の部分について職員を配置するとか、今のところでは難しいと。現状の中で組織体制を見直しながら、各課連携を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 今村議員。

○2番（今村則康君） 実際この件に関しまして強化されていることは、行政の強化されている事項は認識しております。自治連のほうも平成23年度安全・安心実現の塾を数回やりまして、24年10月に防災訓練を担当して、地域のほうも意識は向上しているものと認識しております。

難しい状況と今言われましたけれども、将来的にはそういうことを考えて、世代をつないでいくという考え方が大事ではないかというふうに考えておりますけれども、将来的には全く検討ができない事項なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 将来的な部分については、まだうちのほうとしては、ただこれからいろいろな状況の中で、今うちらが想像している、遠軽町ですと風水害、あと今回の大雪の部分も含めまして、いろいろな災害が今後想定される部分もございます。その中

で、現体制の中でやりくりをしながら、連携しながら、関係機関とも連携をしていくということがまず重要になってくるというふうに考えてございます。

今の現状の中では、難しいという状況でございますけれども、将来どういうふうになるかということは、うちの今の現在の中で、今想定している中では、何とか現状の中で対応していきたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（前田篤秀君） 今村議員。

○2番（今村則康君） 先ほど備蓄のほうもお話しされましたけれども、27年程度の備蓄計画等もされているのは認識しております。しかし現状、例えば毛布の話をすれば、501枚ですよ。ではこの町に近々何か起きたとき、これは人員に換算すれば、はっきり言わせて167人分ぐらいの、そのぐらいの状況なのですね。それは中期、長期計画でされているからあえて言いませんけれども、強化するというお話なので、これは本当前向きにやっていただきたいというふうに考えております。

1点目の最後の質問としまして、あと行政評価公表で防災対策事業は、改善の方向は拡充するよという行政評価公表を3月の広報でされております。具体的には、どういふ拡充の仕方が、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 行政評価の部分の拡充でございます。当然全体的な備蓄も含めて、組織体制も含めて充実を図っていくということでございますし、また、町民の方に広く周知をしていくと。災害というのは、まず自分の身は自分で守っていただくということも基本的な原則ありますので、それについて、自助・公助・共助という部分もありますから、その辺の普及も含めて全体的な部分として、この防災については拡充を図っていきたいということで御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 今村議員。

○2番（今村則康君） それでは2点目、孤立防止策の現施策で結構でございますが、一つ緊急通信システム、該当者がどのくらいいて、どのような流れで行政が確認できているのか、また、配食サービスを通じて、対象者がどのくらいいて、どんな確認方法をしているのか、お知らせいただきたいと申します。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） 御質問のほうの緊急通報システム、それから配食サービス等の事業のほうを御説明させていただきたいと申します。

緊急通報システムにつきましては、現在87台ありますが、設置済みにつきましては、現在75台を町内のひとり暮らしの高齢者、それからお二人住まいでございますが、何らかの見守りが必要な方に対しまして貸し付けを行いまして、火災、それから病気等の対応を行っているというような状況になっております。

緊急対応等の件数でございますが、昨年でいきますと、大体7件ほど緊急対応の通知が来ておりまして、例えば転倒して歩行困難となったのですけれども、協力員に要請をして

救急車で搬送してもらったとか、あと中には鍋とかを火にかけておいて焦がしてしまって煙が発生して通報されたとか、そういうような形の事例が出てきております。

委託につきましては、道内のそういう専門の業者のほうに委託いたしまして、何かありましたら、そちらのほうから通知をいただいて協力員等に連絡が行くような形になっております。

ただ、今後の課題といたしまして、現在の機器につきましては、若干開始から使用年度が経過しておりますので、今後につきましては計画的に修理を実施しながら、さらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、配食サービスのほうでございますが、配食サービスにつきましては、地域内4地域に各配食サービスを提供いたしております。遠軽地域につきましては、毎日約30食ほどを配達していただいております。生田原地域につきましては、大体20食をめどに、それから丸瀬布地域も20食、白滝地区は10食をめどに実施しておりますが、大体目標に達して実施しているところでございます。

配食につきましては、曜日を決めまして、夕食をひとり暮らしのお年寄り等に提供するというような状況でございますが、その際に委託先の職員が本人等に声かけ、それから何かあった場合の確認というような形でさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 今村議員。

○2番（今村則康君） それでは、25年2月の遠軽町の高齢者の人口の動きなのですが、65歳以上が7,025名、人口比31.94%ぐらいなのですね。75歳以上の方が3,788名、人口比17.23%ぐらいなのですね。これ129市町村の中で、位置的には中間ぐらいに位置しております。昨年度内で1月の札幌の姉妹、7月倶知安町の高齢男性の孤立死等があったわけでございますが、救いの手はどこにもないものだろうかというふうに考えております。

孤立死を防ぐため、道が昨年10月打ち出した事業者との情報共有策、生活困窮者の同意を事前に取りつけることで、これまでの個人情報提供に難色を示してきた事業者側の合意を得られ、大きな前進となっております。難題ではございますけれども、実現までハードルも残されていますが、今後この道の指示を受けて、町の今後の取り組みをお聞かせいただいて質問を終わります。

○議長（前田篤秀君） 松橋保健福祉課長。

○保健福祉課長（松橋行雄君） ただいまの道のほうの指針の関係でございますが、昨年の10月に道のほうは、そういう事業者等と合意になったという形でございますが、私どもの町のほうに対しましては、それらの対応のマニュアル等を道のほうで作成いたしまして、各市町村の実情に合った取り組みをしていただきたいというような通知が来ております。

また、あわせてまして、3月1日にはオホーツク振興局のほうの主催でございますが、

地域で支える関係機関の連絡会議等が開催されておりますので、その際に、今言ったような資料等の説明を受けておりますので、今後遠軽町として、どのような取り組みが適切なのか検討していくというような形になると思います。

ただ、道のほうといたしましては、これは例えば大都市だとか、札幌市だとか、そういうところの大都市等を中心に取り組んでいただいている状況でございますが、私の町の現状を申しますと、現在のところ何かありましたら地域の方、それから民生委員の方、介護保険の事業所等から連絡もいただいておりますし、一部そういうようなライフラインのほうの事業者からも連絡をいただくような形になっておりまして、ある程度地域としての見守り体制というのはできているのかなと思っております。

自治会等の研修会でもお話ししたのですが、そういう方がいらっしゃいましたら、私どもにも御連絡をいただきまして、私ども関係機関等と連絡をとりながら、その方の対応に当たっていきいたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） 以上で、今村議員の質問を終わります。

通告4番、浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） ー登壇ー

かぜをひいているので、ちょっと聞きづらいかもしれませんが、お許しください。インフルエンザではありません、こじらせただけなので。

それでは、2点について質問いたします。

入札予定価格の事前公表についてであります。

平成23年7月27日に、国土交通省は地方自治体が発注する公共工事の予定価格や最低制限価格の事前公表により、予定価格近くや最低制限価格ぎりぎりをおこなった応札が増加し、健全な競争が損なわれるとして、自治体に事前公表をしないよう求める入札契約適正化法指針を中央建設審議会に示し、一つには落札価格が高どまりをする、二つ目には談合が容易になる、三つ目には見積もり努力を損なうとして指針を改正、事前公表をやめるよう自治体に要請をいたしました。

総務、国土交通省、財務3省は、平成24年6月25日に入札の実態調査結果を公表しています。予定価格の事前公表を実施していたのは平成23年9月1日時点で、事後公表との併用を含めて都道府県72.3%、政令都市を除く市区町村では58.5%に上がっています。

ちなみに、国はこの制度は全く採用いたしておりません。

事前公表の自治体は減少しつつあるとのことですが、当町は事前公表を実施していますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目であります。文化センター（仮称）でありますけれども、建設の是非についてであります。

文化ホールの建設の是非について、平成23年10月に文化センター等を考える会を立ち上げ、建設の是非と建設する際の規模、建設地などの素案、また、老朽化した福祉セン

ターの建てかえを含めて検討したまとめの報告を受けています。

これに対して、町は一つには、考える会から進言された、建設地については、土地取得や駐車場の確保、交通安全対策などの問題や課題がある。

二つ目には、想定していなかったごみ関連施設の更新など、新たな財政需要が見込まれ、中期的な行政課題を加えた財政収支を推計し検討する。

三つ目には、合併特例債の5年延長が決まり、10年から15年になったことから、時間をかけて検討できる状況にあり、財政や国の動向等を見据えて検討するとしています。

当初、町長は考える会の報告を受けて、建設の是非を判断するとしていたのではないかと思います。

施政執行方針で文化センター、福祉センターの建てかえ等の是非は任期中に判断するとしています。任期最終年度の3月議会で建設の是非を判断することが、その機会であると思います。町長の見解を伺います。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

浅水議員、1点目の入札予定価格の事前公表についての御質問にお答えしてまいります。

当町におけます予定価格の事前公表につきましては、入札契約手続の透明性及び公平性を高め、取りわけ不正行為の防止を図ることを目的に、平成13年度から試行的に、また、平成16年度からは本格的に実施してきております。

地方公共団体における予定価格の事前公表は、公共工事の入札契約に係る不正行為を防止し、公共工事に対する国民の不信感を払拭する観点で、国の方針に沿う形で多くの地方公共団体で取り入れられた措置でありました。

その後、平成23年8月に出されました公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、いわゆる入札契約適正化指針において、弊害が生じた場合は事前公表を取りやめるよう示されたところであります。

当町においては、当面引き続き事前公表を実施していく考えであります。今後事前公表をすることによる弊害が出ていないかを検証するとともに、近隣市町村の動向も踏まえ、多角的に検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問、文化センター（仮称）建設の是非についてでございます。

長年の懸案事項でありますこの問題につきましては、遠軽町文化センター等を考える会の皆様に1年間にわたり御検討をいただき、平成23年10月に進言書を提出いただいたところです。その後、町ではさまざまな角度から検討を重ねてまいりましたが、その検討内容につきましては、昨年の広報紙6月号で、遠軽町文化センター（仮称）等の建設に関する検討状況と題して、概要をお知らせさせていただきました。

その後につきましても、議員の御質問にもありますように、昨年6月20日には、合併

特例債と過疎債の発行期限が5年間延長される法案が国会で可決、成立いたしました。このことにより、建設する場合の財源として見込まれる合併特例債と過疎債の発行期限が、平成27年度から平成32年度まで5年間延長されたことから、時間をかけて検討できる状況となっております。

また、合併の優遇措置である普通交付税の算定特例が、平成28年度から5年間で段階的に縮減されることを視野に入れるとともに、更新が必要なごみ焼却施設や老人福祉施設事業などの、今後予定されている事業を見込んだ中期的な財政推計を行い、検討しているところです。

さらに老朽化している福祉センターの建てかえもあわせ、建設場所や施設の規模、機能などについても、土地や駐車場の確保、交通安全対策など、多角的な検討を実施しているところであり、文化センター等の建設並びに老朽化した福祉センターの建てかえ等の是非につきましては、任期中に方針を出してまいりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） それでは、順番に再質問したいと思います。

事前公表をするようになったのは、たしか北川町政時代でありまして、私もその当時総務常任委員会に所属してまして、その当時の総務常任委員会で、どうも落札価格が高どまりしているということで、事前公表を採用したらどうかという、そういう議論も実はあったのであります。それらも含めて、国の方針もあったのでしょう。それが採用になって今まで来たということでもあります。

それ以降、平成17年に合併もありましたから、検証はなかなかできなかったというふうに思いますけれども、国の方針がこうやって今の事前公表制度によって弊害も出てきているということで、こういう指摘があるわけでありますから、先ほど町長が言いましたように、透明性、そして町にとってどういう形が本当によいのかということ、常に検証する必要があると思うのです。入札については、一旦決まったらずっと同じことを繰り返していいのかどうかということもあると思います。やっぱり検証して、そしてより透明性を高めて、町のためにいい方法を探るといことが大事だと思います。その上で、事前公表のほうがいいということであれば、それはそれでいいと思います。いや、変えたほうがいいということであれば、事前公表をやめるという、そういう判断もする必要があると思うのです。そういう点では、常に適宜に検証をしていくと。

これは、国のは指針でありますから、法律でも何でもありません。これに絶対従わなければならないということではないと思います。できるだけこういう指針に従ってやってくれということだと思いますけれども、ですから事前公表をそのまま続けている市町村もあると思うのです。ですから、そういう意味では検証を常にしながら、しかもほとんどこういうことについては、所管の総務常任委員会やなにかにも全然報告がないのです。今までないと思うのです。ですから、こういう適宜に検証したことについては、総務常任

《平成25年3月12日》

委員会でも報告をしながら、そして議会とも十分議論をするという何か必要でないかなというふうに思いますけれども、これについてはどうお考えですか。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 今、浅水議員言われました分について、当然町としても何も検証しないということではなくて、管内の状況とか、いろいろ弊害の部分を検討してまいりました。

この事前公表については、総務常任委員会にお話ししてございませんけれども、入札制度の改革につきましては、ことしから社会貢献を取り入れたという部分もございますので、そういう部分につきましては、総務常任委員会のほうにも報告させていただいておりますので、今御指摘いただいた分につきましては、逆に言ったら公表が弊害が出るか出ないかも含めまして、近隣の町村も含めて検証してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） それでは、事前公表の件については、これは指針でありますので、町の考え方をお聞きしましたから、今の総務部長のお答えのように、そういう取り組みをしていただければありがたいなというふうに思います。

現在の入札でも、どうもばらつきが随分ありますし、それからこの間ちょっと見ましたのですけれども、同じ業者が落札するというか、皆同じだ。落札するパーセンテージが同じだったときもありましたから、そこで何かがあるということではありませんけれども余り、よくよく考えると、こんなことがあるのかなというものもありますから、十分検証していただきたいなというふうに思います。

それでは、文化センターの建設の是非についてでありますけれども、町長は私の質問の中にありましたようなことも掲げて、いろいろな課題もあるということで、任期中には判断をするということでもありますけれども、私たちの任期も同じでありますけれども、町長の任期も、ことしの10月22日任期満了だというふうに思います。

議会は、恐らく9月の定例議会が、臨時でもなければ最後の議会になるのではないかなというふうに思います。それまでに、町長は是非の判断をするということなのですけれども、そうなりますと、9月とかそういう時期になりますと、もう選挙間近ですよね。議会と十分に議論するという、そういう場がもう失われてしまうのですね。皆さん全議員が、また次回も議員になるかどうかは別として、今いる議員の皆さん、そういう9月にやられます、判断しますと、議論の場が全然なくなるということでは、やはり一番ふさわしいのは、3月は予算議会であります。1年間の、1年間と言っても10月の任期までですけれども、そのときまでの事業を決める大事な議会ですから、本来ならばこの議会で、私は別に立てなければだめだとかと言っているわけではありませんよ。判断するのが、本来の町長の姿勢でなければならぬのではないかなというふうに思うのですけれども、見解の相違かもしれないのですけれども、町長の考え方をお伺いします。

《平成25年3月12日》

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） これは本当に、先ほど申しましたけれども、長年にわたっての懸案事項でありました、旧遠軽町から。私の、これは公約の大きな話になりますので、きっちりとお話を申し上げたいと思いますが、私の公約の一つは、まず福祉センターと文化センターを分けて公約出しております。

一つ、老朽化した福祉センターの建てかえの検討に入りますというのが一つございます。それともう一つは、長年の懸案事項である文化センターの建設について、基本にかかわる議論を深め、方針を定めますというのが私の公約であります。ここをしっかりと御理解いただきたいのですが、確かに、私は建設するというのが公約であれば、それはもう今の議会にでも何らかの形で設計費ですとか、そういうのを上げて表明するというようになりますが、私の公約は、今申しあげましたとおりですので、そして私の任期も、今議員もおっしゃったとおり、10月までございますので、その中で判断をさせていただきたいというふうに思っておりますし、今そういう中で、先ほど申しましたさまざまな問題を検討してまいりたいというふうに思っています。

それと、考える会の方にいただいた提言書につきましても、いただくときにも、考える会の提言書が、私の考えを拘束するものではないというような形でいただいておりますということも御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 今の、最後の考える会の進言が、町長の判断に拘束を与えるものでないということのお話がありましたけれども、私もそうでありまして、ほかの議員の皆さんどうかわかりませんが、町民の皆さんも、ある意味では多少は拘束されるものでないかという、そういう捉え方をしているのではないかというふうに思うのですね。それは町長は、判断を基準とするために福祉センター等を考える会を立ち上げたのですから、進言には多少は左右されるのかという考え方を持っている方おられたと思うのですけれども、町長は今ははっきり言いましたから、それには制約されないということですから、私はそういうふうに理解をいたします。

そうしますと、建てる是非を判断するということですから、建てる建てないの判断をするのか、それとも先ほど言ったいろいろな要素がいろいろありますから、この判断の先送りをする判断というのもあるということですか、それはもう絶対あり得ないということですか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 考える会の方の提言によって、それは考える会の方が申したことですよ。拘束するものではないということが、私がそれを無視するというではないということは、何か今浅水議員のお話を聞いていると、そういうふうにとられかねますので、そういうことではないということを御理解ください。あくまでも、拘束するものでは

ないという言葉そのとおりでございます。

それと、建てるか建てないかということにつきまして、これも公約どおりでございます。先ほどのとおり、方針を定めますということでございますので、御理解を願いたいと思います。いろいろ方針を定めるという中には、それは建てるという方針もあるかもしれませんが、建てないという方針もあるかもしれません。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） そうしますと、判断の先送りをするという案はもうないということですね。その方針の中には全く、建てるか建てないかの方針を決めるという、何かちょっと理解しにくいのですけれども、その中にはこういういろいろな、先ほど言ったようなもろもろの事情もあるので判断を、任期中の期間中に判断できかねる状況も出たと。それで先送りをするということもあり得るということですか、それはもう全くないということなのか、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まだ私の任期あるということでございますのは、これは御理解いただけますと思うのですが、やっぱりその中で、私としてはやはり今まで、もう何年も前、歴代の首長さんたちもいろいろ悩みに悩みここまで来たわけです。それをいろいろな、何で今やらなければいけないかということはお話ししたかと思うのですが、財源の問題などもあるわけですね。これはやはり、もしやらないのなら、これはもう未来永劫できないという可能性は非常に高いですね。やはり財源というものに制約されるわけですから、それにも期間もあるわけです。でありますから、私はあえて公約で出して、方針を定めますと申し上げているわけでございます。

これはまだ、私としてはそういう意味ですから、これは建てるか建てないか、私としてはやっぱり結論を出したいと思っています。しかし、またこれから国の、例えば7月に交付税がどうなるかという問題も出ますよね。そういったもので、これはまたごみの問題などと同じように、予測のつかないものも出てくるかもしれません。でありますけれども、私としてはやはり、これはもう建てたいとか、私は建てる方針で行きますよとか、建てない方針で行きますというような結論は出してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 浅水議員。

○17番（浅水輝彦君） 最後にお聞きしますけれども、その判断をするに当たって、先ほどありましたように、ごみ処理の更新もありますし、あるいは介護施設、特養やなんかの施設の町の支援もあります。丸瀬布や、それから遠軽からもそうあります。今、遠軽小学校の跡地は全く使われていない。それから、ふぁーらいとも今修理中だというようなこともありまして、町民の関心はそちらのほうも強いのですね。そういう施設を一体どうするのだと、何に使うのだという、そういう関心も非常に強い。

要は、こういう文化センターを建てる、あるいは福祉センターを建てかえるにしても、

やっぱり町民の意識が高まってないと、町だけの判断でやったとしても、それは本当に有効に使えるかどうかということもありますから、十分そういうことも含めたことも判断の材料にはなっていくのでしょうか、それを最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 町民の方の関心というのは、非常に高いというふうに認識しております。でありますから、私の歴代、前の首長さんたちも、やっぱりこういったものを公約なり、課題として上げていろいろやってこられたのであろうというふうに思っておりますし、それは今も変わっていないというふうに理解しております。そういった意味でいけば、もちろんこれだけのやるとすれば大きなものですから、これはもちろん住民の方々のやっぱりそういう、浅水議員おっしゃるようなムードと申しますか、そういったものも非常に重要だとは思っております。ただ、それ以上に、やはり私としては大事なものは、将来的なもの、町として、これを果たしてちゃんと維持できていけるのかとか、それがまたさらにどういったほかのものに影響を及ぼすとか、そういったものをしっかりと分析して結論を出してまいりたいと思っております。

仕事のやり方というのは、やはり大きな問題ではないと言ったらちょっと語弊あるかもしれないけれども、通常の問題はやっぱりいろいろなことにチャレンジをしてやってみようというのが私のスタンスで、これは職員にも指示しているところでございます。ただ、やはり非常に大きな問題、これをやっても失敗すれば、本当に町の経営にも陰りを見せるとか、大きな影響を与えるといったものについては、これはやっぱりしっかりと時間をかけてやってみようというようなスタンスでございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、浅水議員の質問を終わります。

食事のため、1時まで暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥田議員が出席です。

通告5番、岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） ー登壇ー

通告書に従って、私は子供の医療費無料化について伺います。

遠軽町の総合計画では、子供を産み育てやすい環境づくりをうたい、町長の新年度執行方針でも、子育て支援の充実を図ると述べています。

私たちが昨年末に行ったアンケートには、老後の不安や物価値上げによる生活の不安、若者の仕事の不安、それから子育てへの要望など、いろいろな問題が出されておりました。

た。この中で、遠軽町に転入してきた子育て中の母親からは、3歳児から医療費がかかるのは、この町は子育てしにくい町だとつくづく感じると、あるいはまた、子供のいる家庭の大変さをわかってもらえていないと思うという意見が寄せられました。

遠軽町としては、種々支援をしていますが、医療費については、3歳未満児までが自己負担なしとなっています。子育て世帯の支援の充実を図るために、3歳児から中学生までの医療費の無料化を実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、現行より一歩進めて就学前までに広げた場合、また、小学生まで、さらには中学生まで医療費の無料化をした場合、町の負担はどれぐらいふえるのかを伺います。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

岩澤議員の御質問の、子供の医療費無料化をについてお答えいたします。

中学生までの医療費の無料化を実施した場合の町の負担はどれぐらいふえるのかとの御質問ですが、その時々インフルエンザなど、病気の流行の状況によっても必要な医療費が大きく変化するため、正確な数字を算出することは極めて困難であることを、まず御理解いただきたいと思います。したがって、回答させていただきます数字につきましては、平成23年度の乳幼児等医療費助成の総額に仮の数値を入れた概算でありますことを御理解いただきたいと思います。

まず、就学前までが約800万円、小学校までが約5,400万円、中学校までが約7,800万円となります。この増額分につきましては、北海道の補助対象外の助成となりますので、全額が遠軽町の持ち出しとなります。そして、この金額に現在実施している医療費無料化分での町の負担分約2,200万円を加算しますと、総額で約1億円が町の負担となりますことを御理解いただきたいと思います。

また、今回の御質問の中で、転入してきた母親の中には、3歳児からの医療費がかかることが、即子育てしにくい町だとか、子供のいる家庭の大変さをわかっていないと思っている方がいるとのことですが、行政が行う子育て支援には、単に金銭的な給付という場合と、核家族化が進んでいる今日では、ソフト面、乳幼児の育児不安など、精神的な心のケアも、より重要度を増してきていると判断しているところです。

遠軽町では、これまでも保健福祉課では、妊娠から出産、乳幼児から3歳児までの母子への相談や保健指導、栄養士による離乳食講座など、多くの子育て支援事業を実施してきていますし、さらに教育委員会の社会教育課では、子供さんたちをお持ちの親や小中学生や高校生、町民も巻き込んだ地域の特性を生かした多くの子育て支援事業を展開してきているところであります。これらの多くの支援事業の取り組みに対しましては、医療機関を初め、各関係機関や他の自治体からも高い評価をいただいているところであります。

このように、数多くの子育てのための支援事業を展開している目的は、子供のいる家庭の大変さを少しでも軽減しようとしているものであり、医療や交通機関の充実、学校や給食などの教育環境の整備など、医療費の無料化以外にも、子育て支援として、より優先し

て取り組まなければならない課題があるものと考えているところであり、その優先順位の判断については、必ずしもすべての町民が同じではないということも十分認識しているところでもあります。

いずれにしても、限りある自主財源の中で、赤ちゃんから高齢者までの広範囲にわたるもろもろの対策が行政に求められているという現状を御理解いただくとともに、子供の医療費無料化につきましても、そのような状況について、あわせて御理解をお願いするところでもあります。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） 再質問させていただきます。

今の町長の答弁で、それぞれ就学前、小学生、中学生の町の経費ということで出されましたけれども、本当に大変な金額だなという受けとめをしました。ただ、就学前の800万円という数字については、就学前までは道の補助がありますよね。この800万円というのは、それを差し引いた分でしょうか。これはどちらか、福祉課ですか、住民課ですか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） お答えします。

議員の御指摘のとおり、差し引いた分でございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） 小学生については、入院まで道の補助があるということですね。これはゼロ歳から就学前、それから小学生の入院までは道の補助があると、それ以外については、一切ないということですか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 小学生から中学生までにつきましては、道の補助はございません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） 新年度の事業別予算説明書の中で、これは昨年度もそうになっているのですが、北海道の補助対象事業として、未就学の子の入通院、小学生の入院となっております。だから小学生の入院はあるのですよね。いかがですか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 失礼しました。小学生の入院につきましてはありません。通院についてはございません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） とすると、先ほどおっしゃられた、この小学生の5,400万円というのは、この入院を除いた通院分ということですか。5,400万円、町の負担としてかかるというお答えだったのですが、この5,400万円には入院分は含まれてない

ということ。道の補助分は含まれてないということですか、それとも含まれての数字でしょうか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） 道からの補助の分は、この中には入っておりません。それで、補足して説明させていただきますが、就学前までだけの分でいくと800万円がふえる分になりまして、小学校までというのは、就学前と小学生を含むと5,400万円という数字になりますので、差し引きしていただきますと、小学生だけですと4,600万円がふえる分ということになります。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） なるほど、加算されているということですね。中学生まで見たら7,800万円になるということで、単独ではそれぞれもうちょっと少なくなるという数字ですね。

それから確認ですけれども、一部自己負担金ということが、この説明書にもありますけれども、この一部自己負担金というのは、町民税課税世帯は1割となっていますけれども、これは3歳未満児は自己負担なしですから、3歳、4歳、5歳児の入院、通院と小学生、中学生の入院について、一部自己負担をしてもらっているということですか。

○議長（前田篤秀君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺喜代則君） そのとおりでございます。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） 子育て世帯の家庭についてそう20代、30代の人たちの家計というのは、そんなに豊かではないと思うのです。そういう意味では、ぜひ就学前あるいは小学生、援助をしてほしいなという思いであります。

遠軽町のゼロ歳から15歳までの人口の推移、これ住民課の方に資料をいただいたのですが、この5年間で見ると、1月31日現在の数字ですが、5年前は3,133人、ことしの1月31日は2,876人と、実に257人も、このゼロ歳から15歳の子供たちが減っているのですよね。年平均で言うと、60人以上ずつ減っているという計算になります。

また、ゼロ歳から5歳の就学前の人数は、生田原地域では53人、丸瀬布地域では44人、この中で4歳児はわずかに2人と。それから白滝地域では22人、平均すると4人ぐらいずつですね。それから、この白滝地区では2歳児が2人で、1歳児、3歳児が3人ずつということで、異動があればすぐゼロになると。学校で欠学年も生まれるかもしれないという、まさに地域の存続、それから町の将来にもかかわる大きな問題だと思うのです。

この人口減については、さまざまな対策を考えなくてはいけないと思いますけれども、特にこの乳幼児の子供たちが安心して育てられる環境をつくるという、この一つの側面であれば、医療費の補助も大きな要因になると思うのです。こういうふうに年々少なくなっている子供たちに補助ができないということは、先ほど、就学前だけでも800万円とい

う数字がありましたけれども、私は人口、年齢によってゼロになるような事態をつくるよりも、ここはひとつ補助して、子供たちがふえるような施策をするべきだなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 人口減につきましては、やはりこれはまちづくりにおいて大きな問題でありまして、まさしく合併のときにも、それを推計した上で合併における財政計画なり、まちづくりを今まさにやっているところでございます。

子供の医療費について、これを補助すれば、それはこの医療費に限らず、私はそれほもっともっといろいろなものに補助してあげたいなというふうに思います。ただ、やはりここは全体の財政上のバランスだとか、ほかの補助とのバランスもありますし、また、先ほど来から言ってますけれども、遠軽町の子供の支援については、相当数やってきているというふうにも私どもは思っているところでございます。

そして、人口減については、確かに子供のこういう医療費を支援するなどの施策も必要かもしれません。ただ、もっとほかにもたくさんあるわけですね。要するに若い、今高齢化率が大体30ちょっとだと思えます。すごい、45ぐらいまで行っている地域もありますけれども、やはり若い人が住めるようなまちづくりをしていくということも大事だと思います。そして、なおかつこの町が、この地方の中心地でありますから、それなりのやはりまちづくりを整備していくということが、ひいては若い人が住む、それが子供もふえることにもなるし、高齢化してくる、高齢者がふえていく、今これからまさに介護する人間も少なくなるだろうということで、いろいろな対策を打っているわけですが、それにもやっぱり若い人が必要なわけですよ。だからそういった企業誘致なり、若い人が住めるようなまちづくりをしていく。そして、そういったものを誘致するなり取り込む、その一つがまたいろいろな企業もありますし、これは役所の出先だとか、やっぱりそういう若い人たちがいるわけです。また、特に遠軽なんか自衛隊の駐屯地ありますから、ここは非常に大きく若い人がおまして、子供もいるわけですね。そういった意味で、やっぱり広く考えていって人口減に対処していかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○18番（岩澤武征君） 遠軽町として、乳幼児に対するさまざまな施策をしているということは、私も承知しています。ただ、初めにも言いましたけれども、町長の新年度執行方針で、子供支援の充実、これをうたっています。だけれども、この新年度の説明書、あるいは予算書を見ると、これまでの事業内容と、この部分については、子供の医療費に関しては同じです。充実と言うからには、以前よりも一つでも前進があつて、より充実したというふうに言えることになるのだろうと思えます。

今、ここで15歳までの医療費の所得制限なしの、あるいは15歳までが、さっきの金額で1億円もかかるというのであれば、当然無理かなと思うのですが、先ほどの数字で言えば、就学前までは道の補助も出ますから、そこまでも、とにかく所得制限なしの無

料化実施に踏み切れば、遠軽は子育てしやすい町だということで、もちろん若い人たちはとどまってくれる、あるいはよそから転入してくるということも考えられるだろうと思うのです。若い家族の中では、医療費など養育費のことを考えて、子供は欲しいけれども、2人目を産むかどうか迷っているという人もいるのです。私も実際に聞きました。こういう母親の声があるのですね。

先ほど町長るる言われましたけれども、こういう家族に安心して子供を産んでくれと言える行政こそが、総合計画で言う、お互いに支え合い、安らぎのあるまちづくりという、町長の目指す町政ではないかというふうに思うのです。これは一つの側面ですけれどもね。中学生まで無理というのであれば、段階的にとりあえず就学前までとか、その次の段階は小学生までというような方法で、医療費の無料化について一定の方向性を出すというようなことは検討できないものでしょうか。これを伺って最後にします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同じ御答弁になるかもしれませんが、町としては、過去からいろいろなそういう対策をしてまいりました。そして、私就任してからも、22年度から中学生の入院まで拡大しました。さらに、子育て支援で親子の交流の場のげんきひろばですとか、また、22年度からでしたか、保護者の疾病などで家庭で預かれない子を一時的に預かるような事業もやっておりますし、また、ゼロ歳児のまさしく保育士もふやしてきているわけでございます。そういった意味で、施策を遠軽町としては打っているということで、現在の段階では、今当面議員おっしゃるような医療費の拡充、800万円、5,400万円、7,800万円でしょうか、ここまでは現在のところは、今考えている状況ではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 以上で岩澤議員の質問を終わります。

通告6番、荒井議員。

○13番（荒井範明君） ー登壇ー

私のほうから、2点にわたって質問をいたします。

1点目は、行政組織の管理についてでございます。

自治体の経営について、その基本的な考え方の一つに、将来的なリスクにいかに対応して、持続可能な体制を維持していくのかということがあります。私がここで言うリスクというのは、組織の管理運営を主題としています。

平成19年、当初職員は339人で、平成24年には276人と、単純に計算しますと63人減員となりました。そのうち、一般行政職員は239人が207人になっています。さらに、今年度末定年などによる退職者が14人、それから自己都合が2人というふうに聞いておりますけれども、合計16人が退職する予定と聞いております。平成25年度、新年度の新規採用者は6人の予定というふうに聞いております。実質10人の減員となります。

職員がこのように減少する一方で、先ほどから一般質問にあるように、行政サービスの

メニューというのは、ある意味増加の一途をたどっているわけです。合併当初は退職者の2割補充という考え方でやってきましたが、これは人件費の削減を中心として、それ相応の効果は上げておりました。町長も同僚議員のさっきの一般質問でおっしゃってましたけれども、相当の効果は上げていますと。しかし、ここまで減少すると、事務事業を執行する上で、果たしてほころびが出ないかということなのです。この場では、一々こういう事例、ああいう事例と申し上げませんが、私は肌身に感じてほころびがあるというふうに思っております。

これからの組織管理について、行政サービスのメニューというのを、見直しも含めてどういうふうに持っていくのか、理事者の考え方をお伺いいたします。

2番目です。地方公営企業会計制度の見直しについてでございますが、昭和27年、地方公営企業法が施行され、同41年に大幅な改正がされております。それから四十七、八年たってようやく平成24年4月1日に地方公営企業会計制度が大幅に見直され施行されました。見直しは大きく2点ございます。一つは資本制度の見直しと会計基準の見直しです。

資本制度の見直しでは、これまで、この場でも議論いたしましたけれども、借入資本金の概念というのが変わりました。帳簿上はなくなります。それは借入金として処理されて、一部は建設改良企業債、ほかは他会計長期借入金というふうに計上される予定です。現在の借入資本金は、平成26年度予算計上までになくなるということになります。

それから、会計基準の見直しでは、減損会計が制度化されました。これらの見直しは公営企業会計担当者はもとより、理事者の対応がより重要となります。遠軽町は公営企業管理者というのを置いてませんので、理事者が公営企業管理者になります。すべて会計担当者に任せるのではなくて、理事者の判断が重要になる、そういうことでございます。

そこで、2点質問いたします。

この見直しに当たっての基本的な考え方、これを聞かせていただきたい。

二つ目は、遠軽町の企業会計の対応に関して、見直しの対応に関して、こういうことを特に注意したい、留意事項についてお尋ねをいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

荒井議員、1点目の組織管理についての御質問にお答えしてまいりたいと思います。

議員御指摘のように、自治体における行政サービスを行う持続可能な組織体制につきましては、大変重要なことであるというふうに考えております。

平成19年からの職員の減員につきましては、教員の減員と町村合併により、50歳代の職員の構成が高く、定年退職者数が多かったことが大きな要因となっております。

今後の職員数に関しましては、昨年11月に策定いたしました第2次遠軽町定員管理適正化計画をもとに進めていくこととしており、合併当初の退職者の2割補充の考え方では、組織運営上困難を生じることから、採用については、毎年上限をおおむね6名程度と

し、退職者数を上回らない採用者数、年齢の平準化などを考慮し、当面大規模な機構改革はせず、各総合支所機能の一部を本所に集約することなどを検討していくこととしているところであります。

行政サービスの内容につきましても念頭に置きながら、研修等による職員の人材育成を進めるとともに、スタッフ体制の充実や業務量を見きわめながらの職員配置の適正化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2番目の地方公営企業会計制度の見直しについてという御質問でございます。

地方公営企業会計制度の見直しについては、地方公営企業会計制度等研究会が平成21年12月に提言をまとめ、第一次一括法による地方公営企業法の一部改正により資本制度が見直され、平成24年4月1日から施行されるのに伴い、本町においても平成24年3月に条例改正を行ったところであります。

資本制度見直しの主な内容であります。地方公営企業法改正前の規定は、利益、資本剰余金及び資本金の処分は、法令の定めにより処分するものから、地方公営企業法改正後は、条例または議会の議決により処分することができるものとなりました。

また、会計基準の見直しについては、関係政省令が平成24年1月に改正され、平成26年度予算及び決算から適用されることとなりました。

主な改正点であります。一つ目として、借入資本金の負債計上、二つ目として補助金等により取得した固定資産の償却制度、三つ目として減損会計の制度化などです。

資本制度及び会計基準の見直しは、地方公営企業法と関係法令の改正に伴い、企業会計処理を変更するものであり、一つ目の質問であります。見直しに当たっての基本的考えであります。地方公営企業法等会計法令改正の趣旨により粛々と事務作業を進めてまいります。

また、二つ目の質問であります。町企業会計の対応に関する留意事項であります。一つ目の答弁と同じようになりますが、これも地方公営企業法等関係法令改正の趣旨に基づき、企業会計処理を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 幾つか再質問をいたします。

まず、最初の組織管理ですけれども、ともすると行政組織というのは、非常に意味硬直化しやすい。今までやったことを前年どおりやる。先例踏襲主義というのですかね、そういうふうになります。けれども、ここまで人数が減ってくると、先ほどの同僚議員の質問でもありまして、総務部長が答弁しておりましたけれども、人数が少なくなると、例えば総合支所でそこで完結するという、さっきおっしゃってましたけれども、完結できなくなるのです。そういったことを踏まえて、これからの人事管理をどう、組織管理をどうするかということを考えなければならないと思うのですよ。

遠軽町には、白滝、丸瀬布、生田原と総合支所が三つあります。この後も引き続き、こ

のままの体制でやっていけるのかどうかですよ、人数が少なくなると。ベテランの職員が退職しますから、定年ですから当然ベテランの職員ですよ。若い人を採用するのはいいのですけれども、今までベテランがやっていた仕事、今回の場合を考えると16人退職します。6人入ります。6人で16人の仕事をカバーできるかという、甚だ心もとないという気がいたしますよ。

それで、組織管理の観点から、この三つの総合支所を、これまでどおり総合支所としてやっていくつもりなのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 広井副町長。

○副町長（広井澄夫君） 合併の各町村の協定に基づきまして、今日まで総合支所というところでやってきているわけですが、やはり今議員おっしゃるように、毎年どんどん職員が減ってきている現状の中、正直申し上げまして、この組織の体制、どこまで現体制を維持していけるかというのは、非常に心もとないところでございます。

可能な限り総合支所方式というものを続けていきたいというふうに考えておりますけれども、これにつきましてもやはり限界、限度というものがあろうかと思えます。それらにつきましては地域のほう、また、議員の皆様とも御相談をさせていただきながら協議をし、よりよい方向に持っていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それから、先ほどの町長の答弁の中に、スタッフ制度の充実というふうな文言がありましたけれども、正直申し上げて、現在のスタッフ制というのは、当初のねらいどおりのスタッフ制になっているのでしょうか。私はそうは思っていないのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 寒河江総務課長。

○総務課長（寒河江陽一君） お答えを申し上げます。

現在は、スタッフ制はしいている状況にはないのです。町長答弁申し上げたのは、スタッフ体制を充実したいというお答えをさせていただきました。今後いろいろな体制の変化もあろうかというふうに考えておりますけれども、その中で、やはりスタッフ制の導入だとかも検討をしていかなければならないというふうには考えておりますし、そういう意味合いも含めまして、スタッフ体制の充実ということでの御答弁をさせていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 失礼いたしました。以前、昔ですよ、私がまだ議員になりたてのころ、スタッフ制という制度をとったことがあるのです。そのときに、やっぱりこれ一般質問の場で、単に名前だけのスタッフ制ではなくて、組織というのは、スタッフ制と

ラインがあるのだよという話をしたことがあるのです。私はその流れで来ているから、今もそのスタッフ制をとっていると思ったのですけれども、現在はそうでなくて、スタッフ体制ということなのですね。そうしたら、以前のスタッフ制はもうやめている。これからスタッフ制を検討する可能性があるということなのですか。その辺ちょっと、昔のそのスタッフ制と、今のスタッフ体制は違うのだよということだけちょっと確認させてください。違ったら違ったらいいのですよ、今のやり方あるから。

○議長（前田篤秀君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋義久君） 現在はスタッフ制をしいておりませんが、ただ課の中でいろいろなイベント等ありますから、そういう部分の中では、当然課は一丸で取り組んでいるという部分もございますし、今後、今総務課長申しましたように、これから人が少なくなってくる中で、いろいろとその中では検討して、一人だけではなくて、いろいろな方にいろいろな部分の仕事を覚えていただくということも必要になってきますので、そういう意味で今後検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 職員の数につきましては、本当に私も議員のおっしゃるとおり、ふやしていけるのなら本当にありがたいことではあります。ただ、やはり一方、どうしても合併のときのこともあるわけですね。なぜに合併したかということですね。そして、その今なぜに、どちらかといえば私たち、相当まだ豊かな自治体になってきているのかなというふうにも思いますけれども、そういったものは、やはり合併のときのいろいろ職員数も減らしてきたと、こういう苦しいところを乗り越えてきて今があるのかなというふうに思っております。そういった意味で、やはり財政的なものも黒字にして、また、行政サービスとかもすばらしくなるという、なかなかこれはベストな話で、そこにやっぱり目標として向かって我々行かなければいけないのかもしれないかもしれませんが、こういううまい話というの、なかなかないですね。だからやっぱりこれはその都度状況も見ながら、よりベターな方向というかな、そういったものをやっぱり見出していかなければいけないということで、まさしくこの人事組織というものは、本当にその中で何とか苦しくてもやりくりしなければいけないときはやっぱりやりくりしていかなければいけない、そういった意味では、先ほど職員の研修だとか、やっぱり一人一人のスキルを上げるですとか、また、過去にスタッフ制度のお話もございました。私もそのとき、ちょうどまさにおりましたけれども、悪い面ばかりではないのですよね。やはり制度的にはよくても、実質それがうまく運用できなかった部署もあるし、うまくいっていたところもあったわけですよ。最終的には、そういうシステムをやめて現在に至っておりますけれども、例えば今総務部長言っていたのは、今も実はいろいろなイベントとかみんなで行ってやっているわけですよ。そういった意味で、いろいろなスタッフが集まってやっている場合もありますし、そこら辺はやっぱり少なくなっていく人数の中でも臨機応変に、少しでも行政サービスが低下しないようなことも頑張りながら我々やっていかなければいけないのかなというふうに

思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） これに関する質問は最後にしますけれども、行政サービスの窓口を広げる、メニューを広げるばかりがサービスの充実でないのですね。時には、民間に譲るものは譲って、サービスのメニューを絞るということも必要なのですよ、人間が少なくなりますから。行革ともつながるかもしれませんが、こういうサービスを見直すということは、毎年毎年予算策定時にやっていかなければならないと思うのですけれども、制度として取り入れる考え方はありませんか。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） まさしく、今荒井議員おっしゃったことはやっているわけですね。大きなところでは、直近ですと体育施設関係は体育協会さんのほうにお願いして今やっていただいているというところで、また、そこでうちの職員のほうは少しほかにも融通がきくような状況にもなっていくわけです。そのかわり、今度経費の分がまたどうなるかという、すぐにではその職員何人か分が落ちるかという、そうでもない。やっぱり少し時間がかかるときもあるし、そこら辺はやっぱりいろいろなことを考えながら民間のほうだとか、いろいろなところに移せるものは移して、職員の減少に備えていくということは必要でありますし、これからも考えていかなければいけないというふうに思っております。

もう一つは、今のそれを制度化していくかどうかというのは、ちょっと今のお話の中で、今すぐに制度化がいいのかどうかというのは、私もちょっと判断つきませんけれども、制度化しなくても、必要に応じてやっていくことは当たり前のことで、可能なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それでは、次に公営企業会計のほうに移ります。

公営企業会計の担当者に質問しているわけでありませぬので、一般質問ですから理事者に質問をしているので、場合によっては、別の方が答弁されても結構なのですが、なるべくこの場合は、公営企業管理者としての答弁をお願いをしたいと思いますので、まず最初に、見直しに当たっての基本的な考え方と、あわせて留意事項について御答弁いただきましたけれども、減損会計も制度化されたのですけれども、減損会計の手順、四つの段階に分かれているのですけれども、簡単に紹介していただければ、この後の質問に助かります。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

○議長（前田篤秀君） 再開します。

岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） ただいまの御質問であります、公営企業会計制度の見直しに関しましては、実は昨年5月ごろから、この会計制度の見直しの講習会が開かれまして、その中で、私どもも会計の改正の中身について十分承知していない部分もございますので、講習会などに参加しながら、この間勉強してきたところです。

ただいま御質問にありました減損会計の手順であります、四つほどございまして、一つは固定資産のグループ化、減損の兆候、減損損失の認識の判定、そして減損損失の測定と、こういう今四つの流れを見ながら判断をしていくというふうに認識をしているところでもあります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それから、この会計制度の見直しの中で、セグメント情報の開示というのがあります。セグメントというのは細かいことということなのですが、私今の監査の立場になってから、毎年の決算書を簡単に分析させてもらって、公務員の皆さんにはちょっとなじまないかもしれませんが、労働生産性なんかも計算しているのですよ。これは本当になじまないの、公表しても仕方ないのですけれども、その他の部分というのは、公表、開示しなさいというふうになっているのです。遠軽町のまちづくり自治基本条例によりますと、住民と行政と議会、情報を共有するとなっています。3者の情報を共有するとなっていますので、行政にとってはちょっとまずいかなという情報もきちんと開示しなさいとなっていますので、このセグメント情報、詳細な情報、細かい情報、これをどの辺まで開示するつもりがあるかどうか、これだけ聞かせてください。

○議長（前田篤秀君） 岸野水道課長。

○水道課長（岸野博美君） ただいまの御質問であります、今回の会計制度の見直しによって、今御質問のあったような関係についても規定等に盛り込んで開示をすると、こういうふうになっております。まだ具体的にどういうことをどういう形でということで、まだ決めているわけではございませんが、これも先ほども申し上げましたように、講習会等で示されている一つの考え方ではありますが、例えば水道事業を例にとってみると、遠軽地域で行っている上水道事業と、その他の地域で行っている簡易水道事業を、グループとしてそれぞれに分けて、その事業の内容について、開示をしなさいと、こういうような一つの案も示されておりますので、こういったことも参考にしながら今後検討をしていきたいと、そのように考えているところです。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 会計制度の見直しについて、興味のない方はおもしろくないと思いますので、最後に質問しますけれども、水というのは人間が生きていく上で非常に大

切なものの一つですよ。それで遠軽町の水道事業、見てると会計担当者は相当真剣にこの決算書をつくっているのですよ。会計を担当しているのですよね。私から見れば、ある意味ストイック的な、もうそんな感じで真面目に取り組んでいるのですけれども、大きな投資をする場合には、会計管理者、理事者の責任が、決断が必要なのですよ。それで、安全・安心のためにも、遠軽町の水道事業を守るために、会計管理者の決意のほどというのをちょっと聞かせていただければ終わりにします。

大きな投資をする場合には、理事者の判断ですからね。よろしくをお願いします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） これは企業会計に限らず、この企業会計でも、やっぱり町がやっているわけですから、これは同じく、順番としては町長であり、理事者である私が内部と協議して、事業的なものをどうしていくか判断していくわけですね。そして、それを議会にお諮りしてやっていくわけでありまして、そういった意味では、当然私の判断が出てくるということで、これは例年そういうことで事業を進めているというふうに思っております。

それから、会計制度につきましても、これは私の判断というよりも、これはもう国としてやっぱり統一していくわけですから、これはもう相当数私の判断というよりも、決まったものをやっぱり会計制度というのはやっていかなければ、公営企業であれ、一般会計であれ、決算統計なり、そういうものも全くできないわけですね。そうすると、国としてのやっぱり対策を立てられないわけです。やっぱりそういった意味では、会計制度というのは、ほぼもう国の決まったとおりの中で、全国で粛々として進めていくものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） ちょっと違いますね。私が今質問しているのは、遠軽町の公営企業会計について質問してますから、毎年の、例えば平成23年度の決算、24年の9月のときにやっていますけれども、水道事業会計で言えばですよ、その決算書を見て、このままでいいのだという認識に立つのかどうかですよ。

囲碁の世界では、布石を打つということがありますけれども、遠軽町の水道事業の将来のこと、近未来です。すぐそばのことを考えたら、このままではだめだということが決算書の分析でわかるわけです。よろしいですか。例えば、それは水道管の更新率であったり、それから建物、機械設備、車両運搬具の減価償却費の累計見たら、建物も車両運搬具も、どういう状態かということはある程度つかめるはずですよ。そうすると、水道料金の収入だけでは賄えないから、大きな決断をしなければならないというのは、会計担当者でなくて、理事者の判断だということでしたのです。ですから、こういうことについて、注意をして、水道事業を運営していきますと言っていたらそれによかったのですけれども、聞いてますと、町長は一般会計の分も含めて、国の制度も含めてと言うので、自

分の得意な土俵に引っ張り込もうという気がちょっとしましたので、水道事業のこれからの安定的な運営について、決断を聞かせていただきたいというふうに言ったので、そのよう
うにお願いをします。

○議長（前田篤秀君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 荒井議員も自分の得意なところに引きづり込むのかなと思って
いるのかもしれませんが、私言ったのはそういう意味ではなくて、もちろんそれは
そうですよ。水道のいろいろなものが老朽化していけば、ある時期大幅な更新が出るかも
しれません。そして、今現在も更新はしていつているわけですね。そういった意味では、
別に一般会計であろうが、企業会計であろうが同じなのです。一般会計のほうだって、
いろいろ老朽しているものを持っているわけです。そういった意味のことを申し上げたの
であって、その判断していくというのは、もちろん会計担当者ではないですよ。それは
さっきも言ったとおり、理事者である私であり、町長である私であるわけです。そういっ
た意味では、判断はそのときには当然出てくるというふうに認識していただいてよろしい
と思います。

○議長（前田篤秀君） 以上で、荒井議員の質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これをもって延会といたします。

午後 1時52分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	荷田篤秀
署	名	議員
署	名	議員
		林 照雄
		山谷敬二